

第6次豊明市総合計画策定委託業務 仕様書

1. 基本条件

(1) 計画の構成と期間

計画の構成	始期	終期
基本構想	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
基本計画		
実施計画		

(2) 策定期間

2023(令和5)年度から 2025(令和7)年度までの約 3 年間

(基本構想は、2025(令和7)年度 12 月定例月議会に議案提出予定)

(3) 履行期間

契約日の翌日から 2026(令和8)年 3 月 31 日まで

※2024(令和6)年度以降の履行期限及び各年度における成果物等の納期限は、契約締結時に別途定める。

2. 計画策定の基本的な考え方

第5次総合計画の考え方を踏襲し、市民が思うめざすまちの姿を目標に掲げ、市民含め多様な主体者の連携協力により実現していく計画とする。

また、より成果志向型の総合計画とするため、めざすまちの姿、その進捗を測るまちづくり指標、まちづくり指標を向上するための施策体系等、マネジメントサイクルの一連の流れをより意識した計画とする。

今後、人口減少、少子高齢化がより一層進み、税収の減少に伴う限られた資源の中で、より多様化かつ複雑化している社会、住民生活の課題の解決に繋げるための重層的支援の実施等による「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現、公共施設マネジメント、DX の推進等の行政課題の解決を図っていく必要がある。

市民の生活課題等を中心にめざすまちの姿を設定しつつ、これらの社会課題、行政課題の解決のための考え方を示す羅針盤としての計画策定とする。

3. 委託業務の概要

総合計画策定に必要と想定される事項を明記したものであり、業務を限定するものではなく、以下の内容を参考に、他の業務も含めてプロポーザルで企画提案していただき、契約締結事業者と企画提案された内容等に基づく協議のうえ変更することができる。

(1) 市を取り巻く環境及び現況の調査・分析

- ・社会経済動向の整理と豊明市への影響分析
 - ・国、県、近隣自治体の計画、民間プロジェクトの動向と豊明市への影響分析
 - ・第5次総合計画の検証
- めざすまちの姿及びまちづくり指標の達成状況

行政評価(大施策評価及び中施策評価)の現状分析
上記に基づく課題の整理 等

・豊明市の強み及び弱みの分析(類似団体との比較)

(2)市の将来フレームの調査・分析

- ・区画整理事業等も見据えた人口、世帯の将来推計
(年齢、性別、地区別を含む)
- ・工業団地整備等も見据えた産業の将来推計
- ・財政見通し
- ・土地利用構想の検討

(3)めざすまちの姿(目標)設定等のための市民のニーズ調査及び市民の市への愛着、参画意識向上等の地域づくりに繋がる提案

- ①各種グループインタビュー、WS等(※は必須)(総合戦略も想定)
 - ・若者※(中学、高校、大学) ・子育て世代※ ・一般市民
 - ・その他(各種団体、外国人、金融機関、民間事業者等)
- ②市民意識調査の実施・分析(返信用の郵送代金は、市が負担する)
 - ・まちづくりアンケート以外の項目及び総合戦略関連の設問
 - ・サンプル数:2,000人
- ③市民の潜在的なニーズ等調査・分析
 - ・ビックデータ等を活用したニーズ等各種分析

(4)研修会等運営支援(講師等の派遣費用を含む)

※研修会の会場使用料等は市が負担する。

(5)各種庁内会議等及び施策検討等に係る職員の支援

- ・総合計画審議会 6回程度(委員報酬は市が負担する)
- ・経営戦略会議(市長以下幹部) 7回程度(の内2回程度)
 - ・策定委員会及び部会(課長級)施策体系等の検討 5回程度
 - ・職員WS(係長級想定)まちづくり指標の検討 4回程度
 - ・若手職員WS 2回程度
 - ・事務局打合せ 10回程度

(6)実施計画に関する提案及び作成支援

(7)行政評価等、進行管理方法の提案及び支援

(8)総合計画(本編及び概要版)原稿の提案と作成

(9)総合計画の冊子及び印刷データ作成

4. 成果物

- ・基礎調査報告書 (A4判5部、電子データ)
 - ①市を取り巻く環境及び現況の調査分析に係る報告書
 - ②市の将来フレームの調査分析に係る報告書
- ・市民意識調査報告書 (A4判5部、電子データ)
- ・市民ニーズ調査・分析報告書 (A4判5部、電子データ)
- ・基本構想、基本計画に関する提案書 (A4判5部、電子データ)

- ・策定に係る職員支援に関する資料 (電子データ)
 - ・実施計画に関する資料 (電子データ)
 - ・行政評価、進行管理に関する資料 (電子データ)
 - ・総合計画(案)原稿の作成 (電子データ)
 - ・総合計画書(本編) (冊子 A4 判カラー50 部、電子データ)
 - ・総合計画書(概要版) (冊子 A4 判カラー50 部、電子データ)
- ※成果物の電子データは、提出前にデータ形式、提出媒体を指定する。

5. その他

- (1) 受託者は、豊明市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務による成果物は、データを含めて市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに使用、他に貸与しないこと。また、成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何かしらの申し出がなされた場合は、すべて受託者の責任において対処すること。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。